

三川町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月

(令和8年7月全面改定)

目次

はじめに	1
第1部 三川町行動計画の構成(総論)	2
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	2
第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	2
第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	4
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目	9
第1節 町行動計画における対策項目等	9
第2節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	9
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目	15
第1章 実施体制	15
第1節 準備期	15
第2節 初動期	20
第3節 対応期	21
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	23
第3節 対応期	23
第3章 まん延防止	25
第1節 準備期	25
第2節 初動期	26
第3節 対応期	26
第4章 ワクチン	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	31
第3節 対応期	34
第5章 保健	38
第1節 対応期	38
第6章 物資	39
第1節 準備期	39
第7章 住民生活及び地域経済の安定の確保	40
第1節 準備期	40
第2節 初動期	41
第3節 対応期	41

はじめに

近年、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散する恐れも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和元年以降、新型コロナウイルス感染症が数年間にわたり世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となってきた。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、令和元年12月、中国湖北省武漢市での発生を端緒として全世界に拡大した新型コロナウイルスは、短期間に変異と感染拡大を繰り返し、3年余りにわたりパンデミックが発生した。日本でも社会機能や経済活動が低迷して国民の生活に多大な影響を及ぼしたほか、医療提供体制や保健所体制がひっ迫し、検査やワクチン接種体制の構築等、県や市町村の業務も膨大となった。

世界がこうした感染症等の発生の恐れに引き続き直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があるが、新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

このため、町では病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症等が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護するとともに、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から感染症危機に備え、有事における関係機関の役割を明確化しながら連携を密にし、万全な体制を整えることが重要である。

第1部 三川町行動計画の構成（総論）

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。三川町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本町においては、科学的知見及び国の方針等も踏まえ、本町の地理的な条件、少子高齢化、交通機関のアクセス状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

【準備期】

まだ新型インフルエンザ等が発生していない段階においては、地域における医療提供体制の整備や、個人防護具等の備蓄、町民に対する日頃からの啓発や企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

【初動期】

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階をいい、この場合、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

【対応期】**（ア） 封じ込めを念頭に対応する時期**

町内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

（イ） 病原体の性状等に応じて対応する時期

国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、国や県、近隣市町、事業者等と相互に連携し、医療提供体制の確保や町民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定されるため、政府の方針も踏まえ、社会の状況を把握しながら、臨機応変に対処していくことが求められる。

感染状況等に応じて、国や県、近隣市町と協議のうえ、柔軟に対策を講ずることとし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

（ウ） ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。

この場合、病原体の変異により対策を再度強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要がある。

（エ） 新型インフルエンザ対策特別措置法（以下、「特措法」という。）によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、国や県、近隣市町と連携して、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1） 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の取組みより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、速やかに町として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③ 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による平時からの備えの充実を始め、有事の際

の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組みを進める。

- ⑤ 負担軽減や情報の有効活用、国、県、町の連携等のためのDXの推進や人材育成
保健所等や町の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国及び県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を年頭に進める取組みを進める。

（２）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、次の取組みにより、対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

政府では、対策の切替えに当たり、感染症の特徴、病原体の性状等、感染症の発生状況等も含めたリスク評価について、国や県のリスク評価を考慮する。

町は、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築し、有事の際には、対策の切替え等について町民に対し分かりやすく示すことに留意する。

② 医療提供体制と町民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。

国や県が示すリスク評価等に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や地域経済等に与える影響にも十分留意する。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状等の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。有事における対策の切替え等について町民に対し分かりやすく示すことに留意する。

④ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、政府が示すリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じ、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

⑤ 町民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要であることから、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育や地域の様々な場面において普及し、子どもから高齢者まで幅広い年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報の提供と共有が必要である。

こうした取組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

（３） 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療提供の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用や制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売り渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

（４） 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態

措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（５） 関係機関相互の連携協力の確保

町の新型インフルエンザ等対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は特に必要と認める場合は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（６） 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等は、感染症危機において集団感染に発展するリスクが高い。感染症のまん延時においては、町は県の指導のもと、入院対象とならない施設利用者が、施設内で療養を継続できるよう、施設の管理医師と協力医療機関が、平時より情報共有や感染症危機時の役割分担について協議を行うこと等により、かかりつけ医機能が発揮できる地域医療体制の構築への協力を図る。

（７） 感染危機管理下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めるとともに、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整備する。

また、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（８） 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

町及び町民等が幅広く対応に関係した新型コロナウイルス感染症流行時における対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

（９） 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断

の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目

第1節 町行動計画における対策項目等

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、県及び町、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

なお、政府行動計画及び県行動計画における、サーベイランス、水際対策、医療、治療薬・治療法、検査の対策項目については、国又は県が主要な実施主体となることから、町行動計画においては、その記載を省略するが、国又は県から対策実施にかかる協力を求められた場合や町における対応が必要になった場合は、町は可能な範囲で対応を行う。

第2節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２） 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

① 県庁

- ・ 県対策本部の設置等、対策の総合調整
- ・ 報道監の設置等、報道機関に対する情報提供
- ・ 医療体制に関する調整・整備、臨時の医療施設開設
- ・ 民間検査機関等も含めた全県の検査体制の整備
- ・ 移送体制の整備
- ・ 県民向け相談窓口（コールセンター）の開設
- ・ 宿泊療養施設の開設
- ・ 自宅療養者への支援体制の整備
- ・ 学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整
- ・ 集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整

- ・ 政府、各都道府県等との連絡調整
- ・ 県民への情報提供及び県民からの相談への対応
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集発信
- ・ 県民や関係機関等とのリスクコミュニケーション
- ・ DX化の推進
- ・ 必要物資の調達
- ・ 予防接種への協力支援

② 総合支庁

- ・ 対策支部の設置等、管内における新型インフルエンザ等対策の総合調整
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体等との連絡調整
- ・ 県民からの生活相談・渡航相談への対応及び情報提供
- ・ 感染拡大時における保健所体制への支援協力

③ 保健所

- ・ 地域住民からの健康相談等への対応及び情報提供
- ・ 医療体制に関する調整
- ・ 患者発生時における積極的疫学調査、患者の接触者・家族への対応、まん延防止対策
- ・ 感染症法に基づく入院勧告に関する対応
- ・ 移送・搬送に係る調整
- ・ 施設等における集団感染時の対応
- ・ 自宅療養者・宿泊療養者・施設療養者の療養支援
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体との連絡調整
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集、その他情報の収集発信

④ 警察

- ・ 社会の安全と治安の確保
- ・ 防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制
- ・ 医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
- ・ 国際海港、検疫所及び停留場所等における警戒活動及び周辺における交通規制、並びに感染者の密入国に対する警戒活動
- ・ 多数死体取扱いに当たっての措置

⑤ 消防機関

- ・ 救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送
- ・ 搬送に係る医療機関、保健所との連携

(3) 町の役割

町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

町は、町民に最も近い行政であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町と緊密な連携を図る。

こうした取組みにおいては、平時から関係者が一体となって、新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組みを実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

- ・町新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・町民に対する広報・啓発、相談窓口の設置
- ・町民に対する予防接種の体制整備・実施
- ・学校等との連絡調整
- ・高齢者、障害者世帯等要配慮者に対する支援
- ・食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分
- ・円滑な埋火葬のための体制整備
- ・患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力
- ・自宅療養者への支援への協力

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者等の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び各種会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

- ・診療継続計画の策定
- ・県との医療措置協定等に基づく医療連携体制の整備
- ・症状を有する者に対する診断・治療
- ・抗インフルエンザウイルス薬等の適正使用

- ・ワクチン接種への協力
- ・自宅療養者への支援への協力

(5) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

- ・未発生期における業務計画及び事業継続計画の策定
- ・発生時における新型インフルエンザ等対策の推進と事業の継続

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

- ・準備、特定接種対象者数の検討・登録
- ・発生時における事業の継続

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止の為の措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

- ・未発生期における職場の感染対策(発生時に備えた準備を含む。)、重要業務の事業継続の準備
- ・発生時における一部事業の縮小
- ・特に多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止の為の措置の徹底

(8) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理

に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける。）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの感染予防対策を実施するよう努める。

- ・ 情報収集、個人レベルでの感染対策の実施
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等
- ・ 個人レベルにおける食料品・生活必需品・常備薬等の備蓄

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目

第1章 実施体制

目的

感染症危機は住民の生命及び健康や住民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、社会全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、関係機関とも協調しながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において役割を整理するとともに、緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、感染症危機の状況並びに町民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を見直すとともに、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

（1） 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

（2） 町行動計画策定時の作成や体制整備・強化

○町は、町行動計画を策定し必要に応じ変更する。町行動計画を策定・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

○町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

○町の業務継続計画については、県の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。

○町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため平時から研修や訓練等を実施に努めるとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や全庁の役割分担に関する調整を行う。

○町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

(3) 国、及び県等の連携の強化

○国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

○国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

(4) 町の組織体制及び各課等の役割分担

町は、新型インフルエンザ発生時に迅速に対応を行うため、新型インフルエンザ等対策に係る有事の組織体制及び各課等の主な役割を次のとおり定める。

① 三川町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）

構成	本部長	町長
	副本部長	副町長 教育長
	本部員	総務課長、危機管理室長、企画調整課長、町民課長、健康福祉課長、子育て支援室長、教育課長、産業振興課長、建設環境課長、会計課長、農業委員会事務局長、議会事務局長
	事務局（庶務）	危機管理室

- ・ 新型インフルエンザ等への総合的な対策に関する事項
- ・ 町が実施する事項
- ・ 町民及び事業者への情報提供
- ・ 町民に対する予防接種等まん延防止措置
- ・ 町民の生活及び地域経済の安定
- ・ 新型インフルエンザ等対策を実施する体制に関する事項
- ・ 新型インフルエンザ等対策に関し、他の公共団体等との連携に関する事項
- ・ その他、町内のインフルエンザ対策に関し町長が必要と認める事項

② 対策本部事務局

危機管理室

【準備期】

状況に応じて町対策本部の指示の元、事務局が情報収集及び発生時対応に関する準備を行い、町対策本部設置の検討を行う。

【初動期】

海外又は国内における発生を事務局が町対策本部に報告。状況に応じて町対策本部会議を行う。

【対応期】

三川町新型インフルエンザ等対策本部会議の指示に基づき、各課に指示を行う。

③ 新型インフルエンザ等対策に係る町の各課分掌事務

【各課共通事項】

各課	主な役割
各課 (共通)	○町対策本部から所管する事務として指示のあった事務の実施に関すること ○県内発生・感染拡大期における町の業務の維持継続に関すること ○県内発生・感染拡大期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請に関すること ○所管する町施設等に関する感染予防策及び機能維持または自粛要請等に関すること ○関係機関との連携、調整に関すること ○各課等間の応援(職員・車両等)に関すること ○その他本部長の指示する事項に関すること

【各課分掌業務】

課・室等	分掌業務
総務課	○各課間の総合調整及び統制に関すること ○諸団体(自主防災組織・町内会・町民団体)への協力要請に関すること ○職員の健康管理及び感染対策に関すること ○職員の感染予防に関すること ○感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること ○職員の勤務体制に関すること ○他市町村からの応援の受け入れに関すること ○本部及び課内の連絡調整に関すること

		○課内職員の動員及び配置に関すること ○各課の罹患状況・職員配置に関すること ○各課動員者名簿の作成及び給与に関すること ○各課動員者の賄いに関すること ○国・県等の財政援助及び補助金に関すること ○新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること
	危機管理室	○県対策本部の関係機関及び団体との連絡調整に関すること ○町対策本部の設置及び運営に関すること ○緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要請に関すること ○新型インフルエンザ等流行時における患者の搬送体制の確認、実施準備に関すること ○町民への食料品・生活必需品等の備蓄推奨に関すること ○新型インフルエンザ等に関する国内外の情報収集に関すること ○危機管理の総合調整に関すること ○災害派遣に関すること ○防災無線を活用した連絡に関すること ○消防団との連携調整に関すること ○民間企業との物資応援協定に関すること
	企画調整課	○関連情報の広報に関すること ○関連情報の発表に関わる総合調整に関すること ○報道機関との連絡調整に関する各種資料の収集に関すること ○新型インフルエンザ等の発生状況の広報に関すること (外国人への情報提供を含む) ○義援金品等に関すること
	町民課	○外国籍町民への対応に関すること ○遺体の安置所の監視・運営に関すること ○埋火葬の許可に関すること ○日本赤十字社に関すること
	健康福祉課	○緊急事態宣言発生の通報及び受理並びに伝達に関すること ○保健所との調整に関すること ○鶴岡地区医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること

	○新型インフルエンザ等に関する情報収集および情報提供並びに感染対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関すること ○新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関すること ○介護保険施設及び福祉施設での感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること ○介護保険施設及び福祉施設での感染者の発生を把握すること ○感染防止に関する必要な医療品・医療資機材の調達に関すること ○特定接種、住民接種に関すること ○要支援者等の支援に関すること ○福祉・障害サービスの継続利用に関すること ○遺体の安置所の開設及び遺体の検死、処置、埋火葬に関すること ○高齢者・児童・障害者等要援護者支援及び情報提供に関すること（見回り・物資供給等） ○消毒等に関すること ○生活困難となった者及びその恐れがあるものの調査並びにとりまとめに関すること ○社会福祉施設等における感染予防に関すること ○ボランティア活動の支援、推進に関すること
建設環境課	○廃棄物(ごみ、し尿)の収集、運搬に関すること ○資源の使用抑制、ごみの排出規制に関すること ○電気、ガス、水道等のライフライン事業者による業務継続を要請すること ○上水道の被害状況調査及び報告に関すること ○応急給水、給水班の組織に関すること ○その他、上下水道等住民生活に関すること
教育委員会	○幼保施設、小中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供、感染対策に関すること ○幼保施設、小中学校での感染者の集団的発生の把握に関すること ○幼保施設、小中学校の臨時休園、休校に関すること ○応急給食に関すること

		○教育委員会事務局に係わる罹患等被害調査並びにとりまとめに関する事 ○町公民館・町体育施設・子育て交流施設等の開館（自粛等）に関する事
	会計課	○金融機関等との連絡調整に関する事 ○新型インフルエンザ等対策経費の出納に関する事 ○新型インフルエンザ等対策に伴う物品購入及び保管に関する事 ○応急対策物品・救助物品の保管及び受払いに関する事
	産業振興課	○商工関係者に対する情報提供・情報収集並びに支援に関する事 ○企業の事業活動の自粛に関する事 ○食料品及び生活必需品等に関する事 ○生活関連物資の受給や価格の安定に関する事 ○所管している関係機関に関する事 ○農業者団体との物資応援協定に関する事（所管しているもの） ○事業所への情報提供及び連絡・調整に関する事
	農業委員会	○産業振興課の役割との連絡調整を図る
	議会事務局	○議会対策に関する事 ○議長への報告に関する事
その他 機関	消防団	○所管課等との連携に関する事 ○被害状況及び団の活動状況の掌握に関する事 ○関係各種支援団体との活動等に対する連携及び調整に関する事 ○予防及び被害拡大防止活動に関する事 ○救出、救護に関する事
	医療機関	○予防接種及び診療等に関する事 ○関連する書類作成に関する事

第2節 初動期

（1） 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

○国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

○町は、必要に応じて、第1節（準備期）（2）の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

（2）迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

（1）基本となる実施体制の在り方

政府対策本部及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

① 職員の派遣、応援への対応

○町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

○町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

② 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

（2）急事態措置の検討・手続き等について

① 町対策本部の設置

町は、県域において緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

（3）特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

① 町対策本部の廃止

町は、県域において新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

目的

感染症危機においては、様々な情報が錯綜(さくそう)しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりする恐れがある。こうした中で、町は、町民にとって最も身近な行政として、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供することが重要である。また、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにする。

このため、町は平時から町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組みを進める必要がある。

また、町は有事には、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める必要がある。

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

① 町における感染症に関する情報提供・共有

地域における町民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、町の果たす役割は大きい。町においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組みに関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。

② 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。

こうしたことを踏まえ、町は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。

有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておくことも考えられる。

③ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組みの推進

町は、国から要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

(1) 情報提供・共有について

① 町における情報提供・共有について

町においては、国の取組みに関する留意事項を参考にするほか、他市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有・リスクコミュニケーションを行う。

② 県と町との間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって身近な行政として、町民に対するきめ細かないリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に対して、県から協力を求められることや、患者等の生活支援を行うことがあり得る。

【迅速かつ一体的な情報提供・共有】

町は県から要請を受けて、町民への情報提供に努める。特に、将来的な感染症の拡大・まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方やオンラインやファックス処方等の受診方法について周知を行う。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

第3節 対応期

(1) 情報提供・共有について

① 町における情報提供・共有について

町においては、国の取組みに関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情に踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有・リスクコミュニケーション行う。

② 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政として、町民に対するきめ細かなリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付簿を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に対して、県から協力を求められることや、患者等の生活支援を行うことがあり得る。

【迅速かつ一体的な情報提供・共有】

町は、県からの要請を受けて、住民への情報提供を強化する。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施する対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況について情報提供するとともに、相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等について周知を図る。

(2) 基本的方針

① 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

第3章 まん延防止

目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。

平時には、町民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び町民や事業者等の理解促進に取り組むとともに、有事には適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。このため、医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じる恐れのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施されることとなる。

特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、町は、国・県と連携しながら、対策の効果と影響を総合的に勘案し、感染状況等の変化に応じて対策の見直しを機動的に行うことが重要である。

第1節 準備期

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は換気、マスク着用等エチケット、手洗い人混みを避ける等の基本的に感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用などの咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

【新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等】

新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別がつきにくいことや、基礎疾患により重症化のリスクが高い場合には、町は平時から、通常の予防接種が重要である旨を周知する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、県と連携して、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。

【高齢者・障害者世帯等に係る対応】

町は、国や県から要請を受けて、町内会等に対して、独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障害者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来す恐れのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）ができるよう、検討する。

町は、国や県から要請を受けて、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図る。

第2節 初動期**（1）国内でのまん延防止対策の準備**

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

町は、県と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。

【高齢者・障害者世帯に係る対応】

町は、国や県から要請を受けて新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。

第3節 対応期**【高齢者・障害者世帯等に係る対応】**

町は国や県の要請を受けて、医療に関する相談及び生活支援の準備を行う。

町は国や県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を図り周知する。

町は、国や県からの要請を受けて、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、町健康福祉課、介護サービス事業者等の間で指導連携の徹底を図る。

町は国や県から要請を受け、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援（見回り食料提供等）を行う。

第4章 ワクチン

目的

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンが迅速に供給されるよう、平時から、緊急時におけるワクチンの供給体制を把握しておくことが重要であり、国、県及び町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

また、有事には、あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行うことで、柔軟な運用を行えるようにする。

なお、ワクチン接種後に生じた症状等についても適切な情報収集を行うとともに、県や関係機関と連携し、健康被害救済手続きが迅速に進められるよう、体制を整える。

第1節 準備期

(1) ワクチンの接種に必要な資材

町は、ワクチンの接種に必要なとなる以下の資材(表1)について、平時から確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】

・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等
--	--

(2) ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者を把握するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

(3) 接種体制の構築

① 接種体制

町は、鶴岡地区医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

② 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町内における地方公務員については、当該地方公務員の所属する三川町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件にする。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る地方公務員職員等に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する各地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

③ 住民接種

町は、国が整理した住民接種の接種順位の基本的な考え方を踏まえ、平時から(ア)から(ウ)のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 町は国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチン接種するための体制の構築を図る。

a 町は、住民接種については厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施ができるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、鶴岡地区医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種が実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 町職員の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、庄内保健所、テオトル、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び近隣市町や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する町民への周知方法の策定

b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部署、障害保健福祉部署及び衛生部署等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	6,949人(R8.2月末)
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	486人
妊婦	母子健康手帳届出数	C	24人
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	235人
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	34人
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当 402人
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	862人
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	2,408人

成人	対象地域の人口統計から上記 の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$ 2,498 人
----	----------------------------	---	--

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、鶴岡地区医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。
- d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討すること。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、鶴岡地区医師会等と委託契約を締結し、当該医師会等が運営を行うことも可能である。
- (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する三川町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組みを進める。
- (ウ) 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

（4）情報提供・共有

① 町民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つ「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況を踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組みを進める。

② 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。

③ 町健康福祉課以外の分野との連携

町健康福祉課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び健康福祉以外の分野、具体的には総務課、危機管理室との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町健康福祉課は町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組みに努める必要がある。

（5）DXの推進

- ① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、健康管理システムの整備を行う。
- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

（1）接種体制

① 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に関わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

（2）ワクチンや接種に必要な資材

町は第4章第1節（1）において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

（3）接種体制

① 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、鶴岡地区医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて鶴岡地区医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

② 住民接種

(ア) 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(イ) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管課である健康福祉課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う総務課も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

(ウ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び庄内総合支庁、町健康福祉課が連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

(エ) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は鶴岡地区医師会、町内医療機関等の協力を得て、その確保を図る。

(オ) 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、鶴岡地区医師会、近隣市町、町内外医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、社会福祉センター、子育て交流施設、学校等公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

(カ) 町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部署等、鶴岡地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

(キ) 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送

や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

(ク) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

(ケ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ鶴岡地区医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、鶴岡地区医師会等の管内の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、管内医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、鶴岡地区医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿	☐ マスク
☐ トレイ	☐ 使い捨て手袋（S・M・L）

☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】 ☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

(コ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

(サ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

(1) ワクチンや接種に必要な資材の供給

- ① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、第4章1節（2）を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

- ③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

(2) 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

① 接種

【地方公務員に対する特定接種の実施】

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町内の地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

【予防接種体制の構築】

(ア) 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(イ) 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

(ウ) 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

(エ) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

(オ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関

等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

- (カ) 町は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険を所管している健康福祉課、鶴岡地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

③ 接種に関する情報提供・共有

- (ア) 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- (イ) 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- (ウ) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等へ電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

④ 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて社会福祉センターや子育て交流施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町健康福祉課や鶴岡地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

⑤ 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(3) 健康被害救済

- ① 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町とする。

- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(4) 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(ア) 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(イ) 住民接種に係る対応

町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- c 接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

目的

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町は、町内の感染状況や医療提供体制の状況等を把握し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

なお、町は、県が、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限を行使することを想定しつつ、平時から県との連携を深める必要がある。

また、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、保健所における業務負担の急増が想定されるため、町は、県及び地域の関係機関と連携して感染症危機に対応する。

第1節 対応期

(1) 主な対応業務の実施

① 健康観察及び生活支援

(ア) 町は、県が実施する健康観察に協力する。

(イ) 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

第6章 物資

目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延する恐れがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、町における業務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康や社会経済活動への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、平時から感染症対策物資等を十分に確保し、備蓄等を推進することが重要である。

第1節 準備期

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

町は、鶴岡市消防署と連携し、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第7章 住民生活及び地域経済の安定の確保

目的

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、国民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は平時から、新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や町民等に感染対策等の必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、国民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

また、町は、新型インフルエンザ等の発生及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、事業者や町民等に対して、必要な支援及び対策を行う。

第1節 準備期

(1) 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局の連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

(3) 物資及び資材の備蓄

町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国の要請を受けて県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(5) 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、地域内における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。その際には町民課の戸籍事務担当や関係機関等との調整を行うものとする。

町は県と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。

第2節 初動期

(1) 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼び掛け

町は、県と協力して、町民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の生活との関連性が高い物資又は経済生活上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、必要に応じて事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

(2) 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1) 住民生活の安定の確保を対象とした対応

① 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

② 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供）、搬送、死亡時の対応を行う。

③ 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 町は、町民の生活、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等

の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- (イ) 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (ウ) 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れのあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- (エ) 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

⑤ 埋葬・火葬の特例等

- (ア) 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- (イ) 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- (ウ) 遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

町は、万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

- (エ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることから、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

① 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、国民生活及び地域経済の

安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

② 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

町は水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の委託先事務組合または業者に、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。